第 75 号 議 案

令和2年3月19日 任 用 給 与 課

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

- 1 改正事項
 - (1) 採用制度の改正に伴う規定整備
 - (2) 改元に伴う文言整備
- 2 改正内容 別紙及び新旧対照表のとおり
- 3 適用日 令和2年4月1日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

採用制度の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 項 番			内	容									
附則	【採	用制度の改	女正に伴う規定!	整備及び改元に伴う文言整備】									
施行日	J. J	この一般基準は、令和 <u>2</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から適用する。											
別表 10	【採	用制度の改	女正に伴う年齢_	上限の引上げ】									
職務分類基 準(Ⅱ)1級	職	職務分類基準(Ⅱ)1級職への採用選考基準及び方法											
職への採用				選考の基準及び方	1	1							
選考基準及 び方法	耳	職 種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法							
U-71 /A	技能系			(昭各)									
	業務系	業務	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	<u>50</u>	面接							
		all.	Ide AA	選考の基準及び方法									
	4	職 種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法							
	技能系		(略)										
	業務系	業務	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	<u>60</u>	面接							

項 目 内 容 該当項番 【採用制度の改正に伴う規定新設】 別表 12 4 その他 公募による 現に会計年度任用職員として一定期間勤務する障害者を対象とした職 採用選考方 務分類基準(Ⅱ) 1級職のうち業務の職への任用に係る募集については、 人事委員会と協議の上、各任命権者内に限って実施することができる。 法 この場合、各任命権者における募集の範囲は採用予定職の業務及び公正 な任用の確保等を勘案したものとすること並びに募集の対象となる者に 対し十分な情報提供を行うことに留意しなければならない。 注)障害者とは、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者 手帳、都道府県知事若しくは政令指定都市市長が発行する療育手帳、精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健 福祉手帳等により、障害を有することが確認された者をいう。 別表 16 の 2 【改元に伴う文言整備】 職務分類基 準(I)2級 職及び3級 新旧対照表のとおり 職への昇任 選考基準及 び方法 別表 17 職務分類基 準(I)2級 職、3級職及 び4級職へ の昇任選考 基準及び方 法の経過措 置 別表 19 職務分類基 準(Ⅲ)2級 職、3級職及 び5級職へ の昇任選考 基準及び方 法 別表 20 任用資格基 準

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案	現 行						
職員の採用・昇任等に関する一般基準	職員の採用・昇任等に関する一般基準						
(昭和61年3月26日 決定)	(昭和61年3月26日 決定)						
1から17まで (現行のとおり)	1から17まで (略)						
付則 (現行のとおり)	付則(略)						
附則 この一般基準は、令和 <u>2</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から適用する。	附則 この一般基準は、令和 <u>元</u> 年 <u>12</u> 月 <u>1</u> 日から適用する。						
(参考) (現行のとおり)	(参考) (略)						
別表1から別表9の4まで (現行のとおり)	別表1から別表9の4まで (略)						

改正案

別表 10

職務分類基準(Ⅱ) 1級職への 採用選考基準及び方法

			選考の基準及び	方法	
	職種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法
	自動車運転	行 (二) 1	自動車運転の免許を有する者	40	面接
	海 技	行 (二) 1	海技士の免許を有する者又は当該 業務に必要な能力を有する者	40	面接
技能	自動車整備	行 (二) 1	自動車整備士の技能検定に合格した者	40	面接
系	機械管理	行 (二) 1	当該業務に必要な免許を有する者	40	面接
	技 能 I	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	40	面接
	技能 II	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	50	面接
業務系	業務	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	<u>60</u>	面接

別表11 (現行のとおり)

別表 10

職務分類基準(Ⅱ) 1級職への 採用選考基準及び方法

現 行

			選考の基準及び	選考の基準及び方法						
]	職 種	給料	経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法					
	自動車運転	行 (二) 1	自動車運転の免許を有する者	40	面接					
	海技	行 (二) 1	海技士の免許を有する者又は当該 業務に必要な能力を有する者	40	面接					
技能	自動車整備	行 (二) 1	自動車整備士の技能検定に合格した者	40	面接					
系	機械管理	行 (二) 1	当該業務に必要な免許を有する者	40	面接					
	技能I	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	40	面接					
	技能 II	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	50	面接					
業務系	業務	行 (二) 1	当該業務に必要な能力を有する者	<u>50</u>	面接					

別表11 (略)

改 正 案 現 行

別表 12

公募による採用選考方法

この定めは、任命権者が人事委員会の委任を受けて採用選考を行う場合又は選考候補者を決定する場合の方法について定める。

1 公募の方法

都のホームページ等に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等 に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。

2 選考の方法

選考方法は、別表7から別表11までに定める方法とするが、この方法により難い場合については人事委員会の承認を得て他の方法によることができる。

3 選考候補者の決定

任命権者は、選考候補者を決定し人事委員会に選考を申請する場合は、次に掲げる書類を作成し申請しなければならない。

- (1) 採用選考実施経過調書
- (2) 採用選考調書
- (3) 採用理由書
- (4) 業績調書
- (5) その他証明書等必要と認められる書類

4 その他

現に会計年度任用職員として一定期間勤務する障害者を対象とした職務分類基準(II)1級職のうち業務の職への任用に係る募集については、人事委員会と協議の上、各任命権者内に限って実施することができる。この場合、各任命権者における募集の範囲は採用予定職の業務及び公正な任用の確保等を勘案したものとすること並びに募集の対象となる者に対し十分な情報提供を行うことに留意しなければならない。

注) 障害者とは、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)に規定する 身体障害者手帳、都道府県知事若しくは政令指定都市市長が発行する 療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律 第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳等により、障害を有する ことが確認された者をいう。

別表 13 から別表 16 まで (現行のとおり)

別表 12

公募による採用選考方法

この定めは、任命権者が人事委員会の委任を受けて採用選考を行う場合又は選考候補者を決定する場合の方法について定める。

1 公募の方法

都のホームページ等に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等 に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。

2 選考の方法

選考方法は、別表7から別表11までに定める方法とするが、この方法により難い場合については人事委員会の承認を得て他の方法によることができる。

3 選考候補者の決定

任命権者は、選考候補者を決定し人事委員会に選考を申請する場合は、次に掲げる書類を作成し申請しなければならない。

- (1) 採用選考実施経過調書
- (2) 採用選考調書
- (3) 採用理由書
- (4) 業績調書
- (5) その他証明書等必要と認められる書類

(新 設)

(新 設)

別表 13 から別表 16 まで (略)

表	6 O 2	別表 16 の 2
■ 次	1 主任級職権等等とは、別表 15 に定める加事等を任命権者とする主任総職選条等。 報報総鑑を任命権者とする 5 職務分類基準 (1) の測主産機具任選条、第53種医を任命権者とする主任総職是条件、 18 男任選考基準の10 の測主産機具任選条、第53種と17 (1) 38種・少な身任選考をいう。 3 男任選考基準の10 の測主産機具化選条、第53種と17 (1) 38種・少な身任選考をいう。 以2 1年3 月 3 日本での間における2級職及び予成 18 年3 月 3 日以前のこれに相当する職務の後をいう。 以7 この表において同じ。)の任用年月日	2 後の職及び3 後の職への昇任選考基準及び方法
職務分類基準(1)	3 級職(課長代理級) 2 級職に5年以上在職 する者 (課長代理級選考等)	職務分類基準(I) 3級職(課長代理級) 2級職に5年以上在職 する者 する者 (課長代理級選考等)
1	第用区分によりそれぞれ、次に定めるところによる。 ①1類A区分の者、獣医・薬剤区分の者、別表もの選考基準により1級職として採用された者及び平成18年度以前の経験者(一般)採用された者については、1級職に3年以上在職する者の14類区分の者なび看護数員区分の者については、1級職に7年以上在職する者。ただし、医療技術系等の者で 短大3 年のものについては、1級職に9年以上在職する者。ただし、医療技術系等の者で 6年 9川類区分の者については、1級職に9年以上在職する者。ただし、医療技術系等の者で 6年以上在職する者。ただし、医療技術系等の者で 50 明確師区分の者については、1級職に8年以上在職する者。ただし、民療技術系等の者で 1年 20 上在職する者。ただし、大学卒の者については、在職年数を1年短縮する。 しては、在職年数を1年短縮する。 ただし、大学卒の者については、在職年数を1年短縮する。 ただし、大学卒の者については、在職年数を1年短縮する。 ただし、大学卒の者については、1級職に8年とし、大学卒の者については、1級職に34年以上在職する者。ただし、短大3卒の者については在職年数を2年短縮する。 ただし、短大3卒の者については在職年数を2年短縮する。 ただし、短大3卒の者については在職年数を2年短縮する。 ただし、短大3卒の者については在職年数を2年短縮する。 ただし、短大3本の者については在職年数を2年短離する者。 ただし、短大3本の者については在職年数を2年短縮する。 (主任級職選考等)	(主

	改正案			現 行	
別表 17		別表 17			
<u>客過措置</u>	(注	経過措置	水品 鹿 (和)	4 秘職(課長報) ① 管理職選者「A」の合格者については、昭和63年度までは旧特4級に1年以上在職する者とする。 ② 管理職選者「B」の合格者については、平成7年度までは旧6級職に1年以上在職する者とする。 ③ 管理職選者「C」の合格者については、昭和62年度までは特4級に在職する者とする。 平成24年月1日以降、技術系は一般管理職の管理職昇任選考と、法務系は法務専門職選考と、医療系は医療福祉・高祉専門職選考と、医療系は医療福祉・専門職選考と、と方の登書は、	
方法の	12 後 2	7.方法0		● 類 ③ ま ⑥ 恵 章 歩 で で 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵	
準及ひ	スは入事 13 2 8 8 個 13 2 世 日 14 日 15 日 17 日 18 日	(準)		試 懸 選 考 職	: 別 選 考 職
3級職及び4級職への昇任選考基準及び方法の経過措置		(*) 3 級職及び4 級職への昇任選考基準及び方法の経過措置	(松田 小田 田) 報 4次 6	3 級職(課長代建校) ① 昭和 61 年度及び昭和 62 年度に獣医の職 又は人事委員会が行う採用選考により旧2 級職の期間との争計は、8年以上で、2 級職の期間との争計は、8年以上で、2 級職の期間との合計は、8年以上で、2 級職の期間との自由を受けています。 「	
職務分類基準(I)2級職、主	 ① 任用年度の3月31日現在年齢56歳以上の者を除き、平成3年度まで旧2級職(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2級職及び平成18年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。以下この表において同じ。)の期間の基準は次による。 「による。 「61年度 62年度 63年度 7年度 2年度 3年度 3年度 7 6 5 5 7・・・主任級職任用年度 4 10 9 8 7 6 5 5 5 7・・・主任級職任用年度 7 10 9 8 7 6 5 5 5 7・・・主任級職任用年度 7 10 9 8 7 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	職務分類基準(I)2級職		 ② 使用年度の3月31日現在年齢56歳以上の者を除き、平成3 年度まで旧2級職(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2級職及び平成18年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。以下この表において同じ。)の期間の基準は次による。 ○ 「10 9 8 7 6 5 7 6 5 7 7 6 5 7 7 10 2 8 8 7 7 6 5 7 8 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1	17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2

					職員 ————	の採用・昇	任等に関する 	一般基準第	打旧文
			i	改正案					
川表 1	.9	1						別才	長 19
N)昇仕選考 基単次 U・カ 法 『輪答理職	蓋	W.	平成 28 年 3 月 31 (国)の1級職(平成 あっては、職務分類基 3級職)及び2級職? 平成 28 年 4 月 1 日以 場合、3級職に在職し	5	#Wがガ坡磁井(加) 在職していた期間 降この基準を適用す 接入は2級職に在職 接合格者は、平成:	- 通輪系主任級職昇任選考合格者は、平成 27 年度まで実施されていた運輸系主任級職 昇任選考の合格者とする。		5準及び方法	甲
	年書 日 1 日 1 日 2 日 3 日 3 日 3 日 4 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	(味文秋) 4 殺職に4年以上 在職する者	(運輸管理職選考)					きへの昇任選考基準及び方法	運輸管理職副参事
			:合格者は、選考に合格した 一次合格者の昇任選考基準 への選考に合格したものと でのとおりとする。	平成 30 年度	22年			殺職及び5級職~	
	安級)	和	替は、選考 格者の昇4 健考に合格 おりとする	平 <mark>水成</mark> 29 年度	1年			3級職]	
1-4	3 級職(助役級)	在職する	選考合格 ³ A)一次合 ダーへの選	平成 28 年度	0年			2 殺職、	'''
一十	H 0	2級職に3年以上在職する者 (助役選考)	ただし、任用転選考合格者は、選考に合格したものとみなす。 また、助役選考(A)一次合格者の昇任選考基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。	グループ リーダーへの 選考に合格 したものと みなした年度	2 級職 における 在職年数			職務分類基準(皿) %	411
	2 殺職 (グループリーダー級)	1 級職に 16 年以上在職 する者 (グループリーダー	選考) ただし、助役選考(A)一 次合格者については、グル ープリーダーへの選考に 合格したものとみなす。					職務分	20H T7-> C

	-																						
	巌	 グループリーダー、助役、運輸管理職の選 考方法及び選考資格の細目は別に定める。 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準 	(III) の1級職(平成8年3月31日以前に あっては、職務分類基準(III) の2級職及バ	3 級職)及び2級職に在職していた期間は、	半成 58 年4月1日以場合、3級職に在職しまた。 たっしょ	3 十成 78 十3 月31 日及町の最份万数毎十 (Ⅲ) ○3 級職(平成 27 年 3 月 31 日以前に	あっては、職務分類基準(皿)の3級職及び	4級職 (平成8年3月31日以前にあっては、	これらに相当する職務の級)) に在職してい	た期間は、平成 28 年4月1日以降この基準	を適用する場合、4級職に在職していた期間 アみたセ	7、7.3%。 43日31日11年八階終分落甘漁	\sim	あっては、職務分類基準(皿)の1級職)又	は2級職に在職していた期間は、平成28年	4月1日以降この基準を適用する場合、それ	ぞれ1級職又は2級職に在職していた期間	Δ	5 任用転選考合格者は、平成27年度まで実	施されていた任用転選考の合格者とす	6 運輸系主任級職昇任選考合格者は、平成	27 年度まで実施されていた運輸系主任級職	昇任選考の合格者とする。
運輸管理職	副参事 5 殺職 (課長殺)	4級職に4年以上 在職する者	(運輸管理聯選差)																				
		3 級職(助役級) 上在職する者	任用転選考合格者は、選考に合格した す。	任選考基準	また、助役選考(A)一伙合格者の弁仕選考基準は、グルーブリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。					30	年度						2年						
	役級)		者は、選差	当格者の昇						<u>29</u>	年度						1年						
垂	3級職(助		云選考合格	(A)一次	-ダーへの より次のと					<u>58</u>	年度						0年						
H H	0.3	2級職に3年以上在職する者 (助役選考)	ただし、任用車 *のとみだす。	こうこうできょう。 また、助役選考(A)一次合格者の昇任選考基準	は、グルーブリーターへの選考に合格しみなした年度により次のとおりとする。			グループ	リーダーへの	理老!? 今 校	強なに日借したものと	ムな」を任庫	ダナンフゃん。			2級職	における	在職年数	1				
	2 級職 (グループリーダー級)	1 級職に 16 年以上在職 する者 (グループリーダー 選考)	ただし、助役選考(A)一 か合格者については グル	ハローグリーダーへの選挙に	合格したものとみなす。																		

現 行

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改 正 案 現 行

別表 20

任 用 資 格 基 準

職務分類基準(I)3級職以下の職への任用資格基準表

(現行のとおり)

注1から8まで (現行のとおり)

9 下記の左欄の旧2級職への任用年月日の者が、上位の職に昇任する場合は、それぞれ右欄の年月日に旧2級職に任用されたものとみなす。

旧2級職への任用年月日		旧2級職に任用されたものとみなす年月日
<u>昭和</u> 46 <u>年</u> 3 <u>月</u> 27 <u>日</u> (45 石	开修)	
<u>昭和 47 年 3 月 17 日</u> (46 石	开修)	₩ 46 年 4 日 1 日
<u>昭和</u> 48 <u>年</u> 3 <u>月</u> 20 <u>日</u> (47A 積	开修)	<u>昭和</u> 46 <u>年</u> 4 <u>月</u> 1 <u>日</u>
<u>昭和</u> 49 <u>年</u> 3 <u>月</u> 20 <u>日</u> (48A 石	开修)	
<u>昭和</u> 48 <u>年</u> 3 <u>月</u> 20 <u>日</u> (47日 有	开修)	<u>昭和</u> 47 <u>年</u> 4 <u>月</u> 1 <u>日</u>
<u>昭和</u> 49 <u>年</u> 3 <u>月</u> 20 <u>日</u> (48B 積	开修)	<u>昭和</u> 48 <u>年</u> 4 <u>月</u> 1 <u>日</u>

- 10 (現行のとおり)
- 11 任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、2級職への任用資格基準は、任用年度の3月 31日現在において年齢56歳以上の者を除き任用年度により次のとおりとする。

2級職への任用年度	<u>昭和</u>	<u>昭和</u>	<u>昭和</u>	<u>平成</u>	<u>平成</u>	<u>平成</u>
	61 <u>年度</u>	62 <u>年度</u>	63 <u>年度</u>	元 <u>年度</u>	2 <u>年度</u>	3 <u>年度</u>
旧2級職における在職年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年

ただし、昭和61年度に採用区分I類に採用された者は、4年とする。

また、獣医の職への採用試験及び人事委員会が行う旧2級職への採用選考により、昭和62年度 及び昭和63年度に採用された者は3年とする。

12 から 16 まで (現行のとおり)

別表 20

任 用 資 格 基 準

職務分類基準(I)3級職以下の職への任用資格基準表

(略)

注1から8まで (略)

9 下記の左欄の旧2級職への任用年月日の者が、上位の職に昇任する場合は、それぞれ右欄の年月日に旧2級職に任用されたものとみなす。

旧2級職への任用年月日	旧2級職に任用されたものとみなす年月日
46. 3.27 (45 研修)	
47.3.17 (46 研修)	46. 4. 1
<u>48.3.20</u> (47A 研修)	<u>46. 4. 1</u>
<u>49.3.20</u> (48A 研修)	
4 <u>8.3.20</u> (47B 研修)	<u>47. 4. 1</u>
<u>49.3.20</u> (48B 研修)	<u>48. 4. 1</u>

10 (略)

11 任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、2級職への任用資格基準は、任用年度の3月 31 日現在において年齢56歳以上の者を除き任用年度により次のとおりとする。

2級職への任用年度	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>元</u>	2	3
旧2級職における在職年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年

ただし、61年度に採用区分 I 類に採用された者は、4年とする。

また、獣医の職への採用試験及び人事委員会が行う旧2級職への採用選考により、昭和62年度 及び昭和63年度に採用された者は3年とする。

12 から 16 まで (現行のとおり)

職務分類基準(I) 4級職以上の職への任用資格基準表

(現行のとおり)

注) 1から8まで (現行のとおり)

職務分類基準(Ⅱ)任用資格基準表

(現行のとおり)

注) 1から4まで (現行のとおり)

職務分類基準(Ⅲ)任用資格基準表

(現行のとおり)

- 注) 1から5まで (現行のとおり)
 - 6 助役選考(A) 1次合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、3級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格 したものとみなした年度	<u>平成</u> 28 年度	<u>平成</u> 29 年度	<u>平成</u> 30 年度
2級職における在職年数	0年	1年	2年

7 助役選考(A)合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格 したものとみなした年度	<u>平成</u> 28 年度	<u>平成</u> 29 年度	<u>平成</u> 30 年度
3級職における在職年数	10年	9年	8年

8 助役選考(B)合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、助役選考に合格した年度により次のとおりとする。

助役選考に合格した年度	<u>平成</u>	<u>平成</u>	<u>平成</u>	<u>令和</u>	<u>令和</u>
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
3級職における在職年数	10年	9年	9年	8年	8年

職務分類基準(I) 4級職以上の職への任用資格基準表

(略)

注) 1から8まで (略)

職務分類基準(Ⅱ)任用資格基準表

(略)

注) 1から4まで (略)

職務分類基準(Ⅲ)任用資格基準表

(略)

- 注) 1から5まで (略)
 - 6 助役選考(A) 1次合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、3級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格 したものとみなした年度	28 年度	29 年度	30 年度
2級職における在職年数	0年	1年	2年

7 助役選考(A)合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格 したものとみなした年度	28 年度	29 年度	30 年度
3級職における在職年数	10年	9年	8年

8 助役選考(B)合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、助役選考に合格した年度により次のとおりとする。

助役選考に合格した年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
3級職における在職年数	10年	9年	9年	8年	8年

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

9 任用転選考合格者の平成28年度以降の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 任用転選考合格者は、3級職への任用資格を有するものとする。
- (2) 任用転選考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格している者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、旧2級職(平成8年4月1日から平成28年3月31日までの間における職務分類基準(III)の2級職及び平成8年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。)の期間と3級職の期間との合計が5年以上の者が、4級職への任用資格を有するものとする。

改正案

(3) 任用転選考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格していない者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、任用転選考に合格した年度により次のとおりとする。

任用転選考に合格した年度	<u>平成</u>	平成	平成	平成	平成
	23 年度以前	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
3級職における在職年数	6年	7年	8年	9年	10年

別表 21 から別表 27 まで (現行のとおり)

- 9 任用転選考合格者の平成28年度以降の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 任用転選考合格者は、3級職への任用資格を有するものとする。
 - (2) 任用転選考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格している者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、旧2級職(平成8年4月1日から平成28年3月31日までの間における職務分類基準(III)の2級職及び平成8年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。)の期間と3級職の期間との合計が5年以上の者が、4級職への任用資格を有するものとする。

行

(3) 任用転選考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格していない者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4級職への任用資格基準は、任用転選考に合格した年度により次のとおりとする。

任用転選考に合格した年度	23 年度以前	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
3級職における在職年数	6年	7年	8年	9年	10年

別表 21 から別表 27 まで (略)